



書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附 則

本令は大正七年三月一日より之を施行す但し高等試験委員第三部に関する規定は大正十二年三月一日より之を施行す  
文官試験委員官制並外交官及領事官試験委員官制は之を廃止す

本令施行の際現に文官普通試験委員長、文官普通試験委員又は文官普通試験書記の職に在る者別に辞令書を交付せられさるときは各普通試験委員長、普通試験委員又は普通試験書記を命ぜられたるものとす